6　合格者の発表　試験の合格者は、平成30年３月27日（火曜日）午後２時に厚生労働省及び８の⑵に掲げる各地の理学療法士国家試験運営臨時事務所にその受験地及び受験番号を掲示して発表する。

7　受験に伴う配慮　視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、平成29年11月30日（木曜日）までに理学療法士国家試験運営本部事務所に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

8　手続及び問い合わせ先

⑴　試験に関する手続及び問い合わせ先は下記のとおりとする。

理学療法士国家試験運営本部事務所　東京都豊島区西池袋１丁目７番７号　東京西池袋ビルディング13階　郵便番号171―0021　電話番号03（5396）7837

⑵　５の⑵のアの期間に、受験に関する書類を直接持参する場合の提出先は下記の試験地を管轄するいずれかの理学療法士国家試験運営臨時事務所とする。

理学療法士国家試験運営臨時事務所

試験地	所在地
北海道	ランスタッド・札幌オフィス　国家試験係 北海道札幌市中央区北三条西３丁目１番47号　ヒューリック札幌ＮＯＲＴＨ33ビル８階
宮城県	ランスタッド・仙台オフィス　国家試験係 宮城県仙台市青葉区中央１丁目２番３号　仙台マークワン15階
東京都	ランスタッド・首都圏プロセスセンター試験監督事業部国家試験係 東京都豊島区西池袋１丁目７番７号　東京西池袋ビルディング13階
愛知県	ランスタッド・名古屋オフィス　国家試験係 愛知県名古屋市中村区名駅４丁目６番17号　名古屋ビルディング６階
大阪府	ランスタッド・難波オフィス　国家試験係 大阪府大阪市浪速区難波中２丁目10番70号　パークスタワー10階
香川県	ランスタッド・高松オフィス　国家試験係 香川県高松市番町１丁目６番８号　高松興銀ビル８階
福岡県	ランスタッド・広島オフィス　国家試験係 広島県広島市中区本通６番11号　明治安田生命広島本通ビル８階
	ランスタッド・福岡オフィス　国家試験係 福岡県福岡市中央区天神１丁目６番８号　天神ツインビル９階
沖縄県	人材派遣センターオキナワ　国家試験係 沖縄県那覇市久茂地１丁目７番１号　琉球リース総合ビル９階

作業療法士国家試験の施行

理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号。以下「法」という。）第10条の規定により、第53回作業療法士国家試験を次のとおり施行する。

平成29年９月１日

厚生労働大臣　加藤　勝信

1　試験期日

⑴　筆記試験　平成30年２月25日（日曜日）

⑵　口述試験及び実技試験　平成30年２月26日（月曜日）

2　試験地

⑴　筆記試験　北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、香川県、福岡県及び沖縄県

⑵　口述試験及び実技試験　東京都

3　試験科目及び試験方法

⑴　筆記試験　一般問題及び実地問題に区分して次の科目について行う。ただし、重度視力障害者（両眼の矯正視力の和が0.04以下又は両眼による視野が10度以内で、かつ、両眼による視野について視能率による損失率が95％以上の者）に対しては、実地問題については行わない。また、重度視力障害者に対しては、点字、試験問題の読み上げ又はその併用による受験を認める。弱視者（良い方の矯正視力が0.15以下又は両眼による視野について視能率による損失率が90％以上の者）に対しては、弱視用試験による受験を認める。

ア　一般問題　解剖学、生理学、運動学、病理学概論、臨床心理学、リハビリテーション医学（リハビリテーション概論を含む。）、臨床医学大要（人間発達学を含む。）及び作業療法

イ　実地問題　運動学、臨床心理学、リハビリテーション医学、臨床医学大要（人間発達学を含む。）及び作業療法

⑵　口述試験及び実技試験　重度視力障害者に対して、筆記試験の実地問題に代えて次の科目について行う。運動学、臨床心理学、リハビリテーション医学、臨床医学大要（人間発達学を含む。）及び作業療法

4　受験資格

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第１項の規定により大学に入学することができる者（法第12条第１号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第２項の規定により当該大学に入学させた者又は法附則第６項の規定により学校教育法第90条第１項の規定により大学に入学することができる者とみなされる者を含む。）であって、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した作業療法士養成施設において、３年以上作業療法士として必要な知識及び技能を修得したもの（平成30年３月16日（金曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

⑵　外国の作業療法に関する学校若しくは養成施設を卒業し、又は外国で作業療法士の免許に相当する免許を得た者であって、厚生労働大臣が⑴に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの

⑶　法施行の際（昭和40年８月28日）現に文部大臣又は厚生大臣が指定した学校又は施設において、作業療法士となるのに必要な知識及び技能を修業中であって、法施行後に当該学校又は施設を卒業した者

5　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　理学療法士及び作業療法士法施行規則（昭和40年厚生省令第47号。以下「規則」という。）様式第５号により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

なお、弱視用試験、点字試験、試験問題の読み上げ又は点字試験と試験問題の読み上げの併用を希望する者は、受験願書の右上に「弱視用試験希望」、「点字試験希望」、「読み上げ希望」又は「点字試験と読み上げ希望」と朱書きで記載すること。

㋑　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、厚生労働省又は作業療法士国家試験運営本部事務所若しくは作業療法士国家試験運営臨時事務所において交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。